

千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付要綱

平成 21 年 5 月 1 日生振第 175 号制定
平成 22 年 6 月 30 日生振第 82 号一部改正
平成 24 年 3 月 30 日生振第 1829 号一部改正
平成 25 年 3 月 29 日生振第 1308 号一部改正
平成 26 年 4 月 3 日流販第 7 号一部改正
平成 27 年 4 月 7 日流販第 9 号一部改正
平成 28 年 4 月 14 日流販第 41 号一部改正
平成 29 年 3 月 24 日流販第 767 号一部改正
平成 29 年 8 月 10 日流販第 281 号一部改正
平成 30 年 3 月 29 日流販第 779 号一部改正
令和 3 年 7 月 26 日流販第 278 号一部改正
令和 6 年 3 月 29 日流販第 843 号一部改正

(趣 旨)

第 1 条 知事は、千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領に基づいて行う事業に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和 32 年千葉県規則第 53 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(経費、補助率及び流用禁止)

第 2 条 前条に規定する事業の経費及び補助率は、別表 1 のとおりとする。

なお、別表 1 の事業区分 1 及び 2 の経費の相互間の流用をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は補助の対象とならない。

一 補助を受けようとする事業を行う法人その他の団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のイからハのいずれかに該当する者である事業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 次のいずれかに該当する行為(i から iii のいずれかに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

i 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第二号に

- 規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
- ii 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
 - iii 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- ハ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 二 本要綱による補助金以外の県の補助金を受けている又は受けようとする事業

（申請）

第3条 規則第3条の規定による補助金の交付申請をしようとするときは、知事が定める期日までに千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

（交付の条件）

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 一 補助事業の内容の変更（別表2に規定する重要な変更）をする場合は、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業を廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び進捗状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 その他、知事が必要と認める条件。

（承認の手続）

第5条 前条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉の農林水産物輸出促進事業変更（廃止）承認申請書（別記第2号様式）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第6条 規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関し報告しようとするときは、知事が指定する日現在の実施状況を千葉の農林水産物輸出促進事業遂行状況報告書(別記第3号様式)を、その日から15日以内に知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績を報告するときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、千葉の農林水産物輸出促進事業実績報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をしたときは、前項の実績報告書を提出するに当たって、規則第3条第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書きにより交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額報告書(別記第5号様式)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の請求)

第8条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付請求書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第9条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払いを受けようとするときは、千葉の農林水産物輸出促進事業補助金概算払請求書(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、その役員等が第2条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当する法人その他の団体とする。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(書類の整備)

第12条 帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記第8号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 知事へ提出するすべての書類は電子媒体又は紙媒体のいずれかで提出すること。ただし、紙媒体の場合は正副2部を提出すること。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成21年度から平成23年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成22年度から平成23年度までの予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成24年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成25年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成26年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成27年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成28年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成29年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成29年8月10日から適用する。
2. 平成29年度において、この要綱による改正後の要綱に規定される事業に関して、この要綱による改正前の要綱に基づいてなされた申請、処分、手続その他の行為については、この要綱による改正後の要綱の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1. 本事業補助金交付要綱は、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 2 条)

事業区分 (事業名： 千葉の農林水産物 輸出促進事業)	経費	補助率
<p>1 千葉の農林水産物輸出支援事業</p> <p>(1)海外輸出環境調査</p> <p>(2)海外輸出生産体制整備</p> <p>(3)海外輸出環境整備</p> <p>(4)海外販売促進活動</p> <p>(5)その他</p> <p>2 千葉の農林水産物輸出環境整備事業</p>	<p>事業実施主体が千葉の農林水産物輸出促進事業実施要領の規定により、知事の承認を受けた事業実施計画書に基づいて行う事業に要する、実施要領別表 1 に示す経費</p> <p>事業実施主体が取り扱う品目における、海外での需要、消費動向等の調査に要する経費</p> <p>事業実施主体が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、新しい品目・品種・技術等の導入試験などによる生産体制の整備に要する経費</p> <p>事業実施主体が行う、海外への販路開拓・定着化に向けた、試験輸出、商品開発、出荷方法の改善及び技術試験等による出荷における環境整備に要する経費</p> <p>事業実施主体が行う、海外における販売や広報等の販売促進活動に要する経費</p> <p>知事が特に適当と認める経費</p> <p>農林水産物の輸出促進に必要な、国内または海外で利用する施設・機械等の整備・改修などに要する経費</p>	<p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p>

別表2（第4条）

事業区分 (事業名： 千葉の農林水産物 輸出促進事業)	重要な変更
	事業内容の変更
1 千葉の農林水産物輸出支援事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の廃止 (2) 事業実施主体の代表者名、所在地及び役員の変更 (3) 事業区分(1)～(5)に係る新設及び廃止 (4) 事業費の30パーセントを超える増減 (5) 対象国の変更
2 千葉の農林水産物輸出環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の廃止 (2) 事業実施主体の代表者名、所在地及び役員の変更 (3) 事業費の30パーセントを超える増減 (4) 施設の設置場所の変更、国内における機械等の保管場所の変更 (5) 施設・機械の規格・構造・能力・規模等の大幅な変更（概ね50パーセント以上の変更）

第1号様式（第3条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付申請書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年度において、下記のとおり千葉の農林水産物輸出促進事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）事業実施主体

ア 名称

イ 所在地

ウ 代表者名

(2) 事業の内容

ア 千葉の農林水産物輸出支援事業

事業区分	実施内容	事業量	事業費 (円)	備考 (対象国、対象品目等)
小計				
消費税				
合計				

(注) 事業区分には、別表1の事業区分(1)～(5)のうち実施する内容を記入する。

イ 千葉の農林水産物輸出環境整備事業

受益		導入施設機械の内容					設置場所
戸数	輸出品目 輸出先 輸出量等	施設・ 機 械 等 区分	規格・ 構造・ 能力等	事業量	単価	事業費	
					円	円	
小 計							
消費税							
合 計							

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する(又は要した)経費 (A)+(B)+(C)	負 担 区 分			備 考
		県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)	
1. 千葉の農林水産物輸出支援事業 ※別表1に掲げた事業区分のうち実施するものを記入する。 2. 千葉の農林水産物輸出環境整備事業	円	円	円	円	
合 計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 なお、同税額を減額した場合には、補助事業に要する(又は要した)経費欄には同税額の減額後の費用を記入すること。

4 事業完了予定年月日 (又は完了年月日)

5 収支予算（又は収支精算）

（1） 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金 事業実施主体	円	円	円	円	
合 計					

（2） 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1. 千葉の農林水産物 輸出支援事業 ※別表1に掲げた事業 区分のうち実施するも のを記入する。 2. 千葉の農林水産物 輸出環境整備事業	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- 1 実施設計書（実績報告時は出来高設計書）及び見積書、カタログ等
（千葉の農林水産物輸出環境整備事業実施の場合）
- 2 実績概要、作成したパンフレット等
（実績報告時、千葉の農林水産物輸出支援事業実施の場合）
- 3 支払い経費ごとの内訳を記載した資料、領収書等の支出証拠書類の写し等
（実績報告時）
- 4 その他、知事が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業変更（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった千葉の農林水産物輸出促進事業について、下記のとおり変更（廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により申請します。

記

- 1 変更（廃止）しようとする理由
- 2 変更（廃止）しようとする内容
- 3 その他必要事項

第3号様式（第6条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業遂行状況報告書

番 年 月 号 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった千葉の農林水産物輸出促進事業について、千葉県補助金等交付規則第10条の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1. 千葉の農林水産物輸出支援事業・千葉の農林水産物輸出環境整備事業

事業区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		月 日までに完了したもの		月 日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
合計	円	円	%	円		

※1について該当する事業を○で囲う。

第4号様式（第7条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業実績報告書

番
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった千葉の農林水産物輸出促進事業について、下記のとおり実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を報告します。

記

- (注) 1 記の記載要領は、補助金交付申請書（第1号様式）に準ずるものとする。
2 補助金交付申請時の「事業の内容」及び「経費の配分」に変更が生じた場合は、変更内容が容易に比較対照できるように、変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。
3 添付書類は、必要に応じて成果品等を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

年度消費税仕入控除税額報告書

番 年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号により補助金交付決定のあった千葉の農林水産物輸出促進事業補助金について、同事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
金 円
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

第6号様式（第8条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県〇〇達第 号で額の確定のあった 年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

記

金 円

第7号様式（第9条関係）

年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 様

申請者住所
申請者名
代表者氏名

年 月 日付け千葉県〇〇指令第 号をもって交付決定のあった 年度千葉の農林水産物輸出促進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払されるよう請求します。

記

金 円

第8号様式（第12条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

地区名		事業実施年度		年度		補助金名										
地区								経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要
事業 主体	工 種 構 造 施 設 区 分	施工箇所 又は 設置場所	事業 費	着 工 年 月 日	しゅん 工年月 日	総 事 業 費	負担区分				耐 用 年 数	処分制 限年月 日	承 認 年 月 日	処分の 内容		
							国費	県費	市町村費	その他						
計																
合計																

- (注) 1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
- 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
- 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。